

入札公告

2号工事

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

また、各項に掲げるもののほか、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）（以下「共通公告」という。）による。

令和5年3月29日

東広島市長 高 垣 廣 德

1 工事名	令和4年度 小規模崩壊地復旧事業 大沢（野平）地区小規模崩壊地流末水路設置工事
2 工事管理番号	7-104-0460
3 工事場所	東広島市西条町大沢
4 工事概要	盛土 V=222m ³ 、盛土(客土) V=166m ³ PU3型水路 500×500 L=6m、PU2型水路 500×500 L=50m、KF水路 500 L=15m、PU3型水路 300×500 L=16m
5 工期	契約日の翌日から令和5年9月11日まで
6 予定価格	4,665,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
7 最低制限価格	有り
8 建設工事の種類	土木一式工事
9 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項	

次に掲げる要件を全て満たしていること。(2)から(5)までの要件は、それぞれに特記してある場合を除き、上記8の建設工事の種類について満たしているものとする。

(1) 令和3・4年度東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種	土木一式工事		
(2) 東広島市水道局指定給水装置工事事業者の指定	不要		
(3) 建設業法第15条の許可（特定建設業許可）の要否	不要		
(4) 建設業の許可を受けている営業所所在地等 ※営業所とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項で許可を受けた営業所とする（以下同じ）。 ※主たる営業所とは、建設業許可申請書別紙二の「主たる営業所」欄に記載されている営業所とする（以下同じ）。 ※本店とは、登記されている本店とする（以下同じ）。	東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者		
(5) 認定等級又は年平均完成工事高 ※認定等級（格付け）とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第4条第1項に規定する資格の格付のことで令和3・4年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。 ※年平均完成工事高とは、令和3・4年度東広島市建設工事競争入札参加資格申請時に提出した総合評定値通知書に記載された工事種類別のものをいう（東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者に限り、年平均完成工事高は問わない）。	ア	東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者	認定等級（格付け） A、B又はC
		年平均完成工事高	問わないものとする

10 その他入札条件（詳細については共通公告に記載）

- 使用契約約款：「建設工事請負契約約款」及び「建設工事請負契約約款特約事項」（東広島市ホームページ掲載のもの）
※公共工事標準請負契約約款の一部改正に伴い建設工事請負契約約款を改正予定であり、令和5年4月以降の契約については改正後の約款を使用する。改正後の約款は令和5年4月上旬に東広島市ホームページに掲載予定。
- 落札者は契約後、次のいずれにも該当する技術者を主任技術者として配置しなければならない。
 - 土木工事業に係る主任技術者の資格を有する者
 - 土木一式工事の経験（監理技術者（特例監理技術者含む）、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての元請経験に限る）を有する者
 - 配置時点で、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前に連続して3か月以上存在すること）にある者
 - 配置時点で、他に配置されている工事が4件以下で、いずれも専任技術者を要件とせず、かつ請負金額が4,000万円（税込）未満であること。
※請負対象設計金額（税込）4,000万円未満（建築一式工事にあっては、8,000万円未満）の災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限を緩和する特例措置を講じている。詳細は、「平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について」を参照すること。
- 市町村税の滞納のない者対象案件：共通公告1(11)参照
- 完全電子案件：共通公告1(12)参照
- 電子くじ実施対象案件：共通公告5C(3)参照
- 社会保険未加入対策対象案件：共通公告5J参照

11 入札参加及び提出資料

本案件入札に参加しようとする者は、電子入札等システムを利用して入札を行うこと。なお、システム障害等により、書面参加を希望する者は、電子入札実施要領第4条第2項により書面参加申請手続きを行うこと。

1 2 日程等に関する事項

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
公 告 日	令和5年3月29日	東広島市ホームページ 及び 契約課掲示板に掲示する。
設 計 図 書 の 閲 覧	令和5年3月29日～ 令和5年4月4日	東広島市ホームページに掲載する。 ※設計図書を閲覧していない者のした入札は、無効とする。
質 問 書 提 出 期 間	令和5年3月29日～ 令和5年4月6日	質問書（様式第7）により建設部災害復旧推進課へ持参すること。 (令和5年4月以降は建設部災害河港課へ持参すること。) 提出期間後の質問は受け付けない。
回 答 書 閲 覧 期 間	令和5年4月12日～ 令和5年4月17日	東広島市ホームページに掲載する。 回答書の有無を確認し、回答書がある場合は、必ず閲覧すること。
入 札 期 間	令和5年4月14日 (午前9時～午後5時) 及び 令和5年4月17日 (午前9時～午後4時)	電子入札等システムを利用して入札を行う。
開 札 日 時	令和5年4月18日 午前9時10分	電子入札室（本館4階）で行う。
事 後 審 査	開札後に入札参加資格要件を審査し、その後落札決定を行う。	電子入札等システムで落札者決定通知を行う。

1 3 問合せ先

東広島市 総務部 契約課 (東広島市西条栄町8番29号 電話 082-420-0930)

入札公告に関する補足事項

競争入札参加資格者名簿の更新に伴う競争入札参加資格の取扱いについて

1 概要

建設工事の競争入札参加資格者名簿は、2年ごとに更新することとしており、令和5年4月1日から新名簿となる予定です。

この名簿の更新に伴い、入札公告日と開札日の属する年度が異なる場合における入札参加資格の取扱いは次のとおりとします。

<入札公告抜粋>

9 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 令和3・4年度東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種

(5) 認定等級又は年平均完成工事高

※認定等級（格付け）とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第4条第1項に規定する資格の格付のことで令和3・4年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。

※年平均完成工事高とは、令和3・4年度東広島市建設工事競争入札参加資格申請時に提出した総合評定値通知書に記載された工事種類別のものをいう（東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者に限り、年平均完成工事高は問わない）。

2 取扱い

東広島市建設工事競争入札参加資格は、令和3・4年度東広島市建設工事競争入札参加資格を原則とします。

なお、令和3・4年度東広島市建設工事競争入札参加資格については、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）4(1)中（「資格要件は、開札日の前日の状況により判断する。」）の記載にかかわらず、令和5年3月31日時点の状況で判断します。

(1) 令和3・4年度の認定があり、かつ、令和5・6年度の認定がある者の取扱い

令和3・4年度東広島市建設工事競争入札参加資格により令和5年3月31日時点の状況で判断します。

※ 入札公告9(5)に規定する認定等級（格付け）及び年平均完成工事高についても、令和3・4年度東広島市建設工事競争入札参加資格により資格要件の審査を行います。

(2) 令和3・4年度の認定のある者で、令和5・6年度の認定のない者の取扱い

令和3・4年度東広島市建設工事競争入札参加資格により令和5年3月31日時点の状況で判断します。そのため、令和5・6年度の認定のない者でも、令和3・4年度の認定のある場合、入札参加は可能です。

※ 入札公告9(5)に規定する認定等級（格付け）及び年平均完成工事高についても、令和3・4年度東広島市建設工事競争入札参加資格により資格要件の審査を行います。

(3) 令和5・6年度から新たに認定される者（令和3・4年度の認定のない者に限る。）

の取扱い<特例>

開札日の前日時点で、令和5・6年度東広島市建設工事競争入札参加資格を有する者は、特例として参加できるものとします。

ただし、市内本店の場合は、主たる営業所かつ登記の本店を開札日から遡って継続して1年以上有していることを要します。

※ 入札公告9(5)に規定する認定等級（格付け）及び年平均完成工事高についても、令和5・6年度東広島市建設工事競争入札参加資格により資格要件の審査を行います。

入札公告日と開札日の属する年度が異なる入札案件への参加の可否(3月公告、4月開札の入札案件)

補足事項 (上記記載項目)	競争入札参加資格の認定年度	入札参加	資格の判断 (審査基準日)	技術者の配置 (2号工事)
2(1)	令和3・4年度認定 令和5・6年度認定 有り、かつ、 有り	○	令和3・4年度認定 (令和5年3月31日時点)	契約後に配置
2(2)	令和3・4年度認定 令和5・6年度認定 有り、かつ、 無し	○	令和3・4年度認定 (令和5年3月31日時点)	契約後に配置
2(3)	令和3・4年度認定 令和5・6年度認定 無し、かつ、 有り	△ (※)	令和5・6年度認定 (開札日の前日)	契約後に配置

※ ただし、市内本店の場合は、主たる営業所かつ登記の本店を開札日から遡って継続して1年以上有していることを要します。